

平成28年6月1日より

## 安全衛生法57条の3で通知対象(SDS)の化学物質等について リスクアセスメントが義務化されました。

# 化学物質を扱う事業所でのリスクアセスメントに どこでもドラフト™ が有効です！！

化学物質のリスクアセスメントについては、化学物質の危険性や有害性について考慮する必要があります。リスクアセスメントの実施義務の対象は、労働安全衛生法施行令別表第9と別表第3第1号に定められる安全データシート(SDS)の交付義務の対象である640物質です。

特定化学物質障害予防規則第三、四、五条および有機溶剤中毒予防規則第五条において特定化学物質、有機溶剤を取り扱う場合には局所排気装置等の設置が義務付けられていますが、基準濃度以下環境、または局所排気装置の設置が難しい作業環境などにおいて

**どこでもドラフト™**を設置し、併用することにより、作業者のガス暴露リスクがより低減できます。

※リスクアセスメントに関連する主要な安衛法令

労働安全衛生法(化学物質等の危険有害性等の調査)第57条の3

労働安全衛生規則(調査対象物の危険性又は有害性等の調査実施時期等)第34条の2の7

労働安全衛生規則(調査の結果等の周知)第34条の2の8

化学物質等による危険性又は有害等の調査等に関する指針(平成27年9月18日 指針公示第3号)

### <参考>

### 化学物質のリスクアセスメントの手順

- 手順1 **化学物質等による危険性又は有害性の特定** <法第57条の3第1項>  
化学物質等による危険性又は有害性は、作業標準等に基づき、必要な単位で作業を洗い出した上で、危険性又は有害性を各作業ごとに特定します。
- 手順2 **特定された危険性又は有害性によるリスクの見積り** <安衛則第34条の2の7第2項>  
危険性については、影響の大きさ(負傷又は疾病の重篤度)と発生の可能性、有害性については、化学物質の有害性の強さ(度合い)とばく露量(程度)により、リスクを見積もります。
- 手順3 **リスクを低減するための措置内容の検討** <法第57条の3第1項>  
次に掲げる優先順位で措置内容を検討します。  
危険性又は有害性の高い化学物質等の使用の中止、代替化  
化学反応のプロセス等の運転条件の変更、化学物質等の形状の変更等  
工学的対策・衛生工学的対策(設備の防爆構造化、ヒュームフード・ドラフトチャンバーなどの局所排気装置等設置等  
管理的対策(マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理等)  
個人用保護具の使用
- 手順4 **優先度に対応したリスク低減措置の実施** <法第57条の3第2項 努力義務>  
上記で検討した結果に従い、リスク低減措置を実施するよう努めます。  
(1)設計や計画の段階における措置  
危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施行方法への変更等  
(2)工学的対策  
ガード・インターロック・安全装置・ヒュームフード・ドラフトチャンバーなどの局所排気装置等設置  
(3)管理的対策  
マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練等  
(4)個人用保護具の使用
- 手順5 **リスクアセスメント結果の労働者への通知** <安衛則34条の2の8>

化学物質等による危険性又は有害等の調査等に関する指針(平成27年9月18日 指針公示第3号)では作業環境測定結果などを資料として活用することが挙げられており、管理濃度も定められています。

**どこでもドラフト™**の性能データ \*対象ガス:ホルムアルデヒド 試験方法:連続ガスにおいて

入口濃度	出口濃度	除去率
5~6ppm	0.08ppm	98.5%

データは測定環境などにより変動する場合がございます。

作業環境評価基準 別表におけるホルムアルデヒド(二十九の二)の管理濃度は0.1ppmです。その他、管理対象物質(クロロホルム・ジクロロメタン等)にも実績がございます。

リスクアセスメント対策をより強化するために **どこでもドラフト™** を是非ご活用下さい！！



湘南丸八エステック株式会社 湘南C-Xオフィス 担当:小島 悟

〒251-0041 神奈川県藤沢市辻堂神台1-3-39 オザワビル5F 501

E-mail: info@smst.co.jp TEL: 0466 (52) 5985 FAX: 0466 (52) 5986